

(第一類 第九号)

第四十八回国会

商

工

委

員

会

議

錄

第三十七号

(六二五)

昭和四十年五月十八日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 小平 久雄君

理事 板川 正吾君

理事 中村 重光君

理事 小笠 公韶君

理事 海部 俊樹君

理事 稲村左近四郎君

理事 田中 龍夫君

理事 加賀田 進君

理事 小沢 辰男君

理事 中村 正巳君

理事 田中 幸八君

理事 田中 武夫君

理事 山下 繁二君

出席國務大臣

通産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

通産業政務次官 白井 莊一君

公正取引委員会 委員長 渡邊喜久造君

総理府事務官 (公正取引委員会) 会事務局長 竹中喜満太君

通産業事務官 (大臣官房長) 岡崎 英城君

通産業事務官 (鉱山局長) 大慈彌嘉久君

特許庁長官 倉八 正君

委員外の出席者

参考人 (石油資源開発株式会社副社長) 三村 起一君

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の一部を加える。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次のよう

に加える。

第二条の二の改正に関する部分の前に次のよう

に加える。

資本の額又は出資の総額が一千円をこえる

5

法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者は

から製造委託又は修理委託を受ける法人たる事

業者が、その製造委託又は修理委託に係る製造

又は修理の行為の全部又は相当部分について再

委託をする場合(第三項第一号又は第二号に該

当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該

役員の任免、業務の執行又は存立について支配

をし、かつ、製造委託又は修理委託をする当該

事業者から直接製造委託又は修理委託を受ける

ものとすれば前項各号の一に該当することとな

る事業者であるときは、この法律の適用につい

ては、再委託をする事業者は親事業者と、再委

託を受ける事業者は下請事業者となる。

第四条第二項第一号の改正規定中「差し引き」

を「控除し」に改める。

第七条の改正に関する部分は次のように改め

る。

第七条第一項中「第四条第一号」を「第四条第

一項第一号」に改め、「その下請代金」の下に

「若しくはその下請代金及び第四条の二の規定に

よる遅延利息」を加え、「勧告することができる」

を「勧告するものとする」に改め、同条第二項中

「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に「勧

告することができる」を「勧告するものとする」

に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」

に「公表することができる」を「公表するものと

する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項の次に次の二項を加える。

第二項各号の一に該当する事実があると認める

ときは、その親事業者に対し、すみやかにその

下請事業者の利益を保護するため必要な措置を

とるべきことを勧告するものとする。  
第八条の改正に関する部分を次のように改め

る。

第八条を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四

十四条の規定は、公正取引委員会が前条第一項

十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五

十四条の規定による勧告をした場合に限

り、親事業者がその勧告に従つたとき有限

責任を負ふ。

第八条を次のように改める。

(罰則)

第十一条 次の各号の一に該当する場合には、その

違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使

用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処

する。

第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その

違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使

用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処

する。

第十三条 次の規定による書面を交付しなかつた

とき。

二 第五条の規定による書類を作成せず、若し

くは保存せず、又は虚偽の書類を作成したと

き。

第十四条 附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

○内田委員長 まず、提案者を代表して、趣旨の

説明を聴取いたします。板川正吾君。

○板川委員 ただいま議題となりました下請代金

支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する

修正案について、自由民主党、日本社会党及び

民主社会党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案文はお手元に配付したとおりでありますので、時間の都合もありますから、案文の朗読は省略いたします。

修正案の各項目については、すでに審議の過程において十分論議が尽くされておりますので、ごく簡単に申し上げます。

第一点は、親事業者の範囲を拡大し、いわゆるトネル会社を親事業者として規制するものであります。

第二点は、第四条第二項第一号の、原材料等の対価と下請代金との関係に関する規定を整備し、トネル会社を親事業者として規制するものであります。

第三点は、現行法第七条において、公正取引委員会は、順守事項に違反した親事業者に対し、「勧告することができる」とことになります。勧告に従わなかつたときは、「公表することができる」とことになりますが、これをいずれも「勧告するものとする」「公表するものとする」に改めます。

第四点は、独禁法との関係をより明確にするため、規定を整備するものであります。

第五点は、第三条で定める書面を交付しなかつたときは、三万円以下の罰金に処することとし、下請代金の支払いの遅延を適確に規制しようとするものであります。

以上が修正案の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いして説明を終わります。

○内田委員長 以上で説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立總員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立總員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決され、本案は修正議決されました。

御承知のとおり、下請企業の問題は、最近の経済情勢において、山陽特殊製鋼の例を見てもわかるように、きわめて深刻なものとなつてゐるのであります。今回下請代金支払遲延等防止法の改正案が政府、わが党、民社党からそれぞれ提出されております。

○中村重光君 私は、三党を代表いたしまして、たゞいま議題となりました附帯決議案について、その趣旨を説明いたします。

○中村重光君 私は、三党を代表いたしまして、たゞいま議題となりました附帯決議案について、その趣旨を説明いたします。

下請代金支払遲延等防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、公正取引委員会の機構の抜本的拡充強化につき画期的な予算措置を講じ、もつて下請代金支払遅延防止の実効を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、親事業者の範囲について、引き続き検討を加え、資本の額または出資の総額が一千五百万円以下の法人たる事業者をもその実態に即し親事業者として規制しうるよう、速やかな措置を講ずること。

二、下請取引の範囲について、現在の製造委託、修理委託に限らず、運搬、土建等も、その実態に即して適用するよう速やかに検討すること。

三、手形による下請代金の支払いについては、手形の満期が下請代金の支払期日後でなければ到来しない手形は、これを交付させないよう指導するとともに、引き続きこの点について検討を加え、速やかに法的措置を講ずるよう努力する

こと。

四、下請事業者の利益を保護するため、下請事業者の組織及び交渉力の強化、下請関係の調整、下請取引の適正化等全般的下請対策を積極的に推進すること。

以上の通りであります。

模零細企業であることにかんがみ、これを保護するため実態に即して親事業者としての規制を加えることが必要であります。この点については早急に法制化をはかるべきであります。同時に、下請取引は現行法の製造委託、修理委託に限らず、運搬、土建等規制を要するものが少なくないのであります。

また、下請代金の支払いはもともと給付の受領と同時に現金で決済すべきものであり、最大限六十日なのであります。したがって、手形による支払いも支払い期日に必ず現金化できることが必要であります。

十日後でなければ到来しないような手形は交付すべきものではないであります。手形による下請代金の支払いについては、こうした本来あるべきあり、本来ならば手形の満期が下請代金の支払い期日後でなければ到来しないよう画期的に指導することが必要であります。

まだまだ多くの問題が残されているのであります。しかし、下請問題は、今回の改正程度ではまだ若干の改善を見るにすぎないのであります。

まず、最も重要なことは、本法実施の任に当たる公正取引委員会の機構の拡充強化の問題であります。これについては本委員会においてもすでに

再三その重要性が指摘され、先般の独禁法改正に際してもその趣旨の附帯決議を行なったところであります。が、公取の機構の拡充強化なくては、本法は絵に書いたものであります。その意味において特に画期的な予算措置を講ずることにより、本法実施の実効を期すべきであります。

次に、現行法は親事業者の範囲、下請取引の範囲に一定のワクを設けておりますが、現実の下請関係、下請取引はこれに尽きるわけではなく、

親事業者の範囲について、いうならば、修正になつたトネル会社もそうであります。たしかにかかるところにかんがみ、ただ単におざなりの答弁ではなく、誠意ある見解を示すことを強く要望するものであります。

本附帯決議案は、このような観点から規律されたものであります。委員各位の御賛同をお願いいたしまして修正の説明を終ります。

○内田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。ただいまの附帯決議案は、このように観点から規律されるとともに、引き続きこの点について検討を加え、速やかに法的措置を講ずるよう努力する必要がありますが、少なくとも資本金一千五百万円以下のものもあるのであります。もちろん、本法は下請企業が中小企業である必要はないのですが、少なくとも資本金一千五百万円以下のものについては、その下請が小規模零細企業であることにかんがみ、これを保護することが必要であります。同時に、下請



も、そういうインドネシアや、ビルマや、オーストラリアや、イラン、イラク、パキスタン、こういうようなところから引き合いが来て、しかもそれがうまくいったらば、一体どのくらいの資金量というのがそれを開発するために必要ななんだろう。いまのお話ですと、オーストラリアの探鉱費だけで十六、七億円もかかるというのですね。これは開発資金ということになると、一ヵ所何十億、少なくとも何十億から何百億という大きな単位になるのじゃないかと思うのですが、いま幾ら都合するかというのではなくて、一ヵ所開発するについては一体どのくらいの資金量の必要が予想されるのだろうか。

○三村参考人　これはいまさしあたりインドネシアとの話だけでございますので、イラク、イランとか、あるいはその他のところは具体的な話し合いはまだできておりませんので、競らかかるということはいまちょっと見当がつきかねておりますが、ただ、海外の探鉱というものは非常に巨大な金がかかる、かつリスキーであるという、この二点を克服していくけるかどうかという点が一番問題でございまして、申し上げるまでもなくそうだと思います。ことに、いま、ドイツにしても、英國にしても、フランス、イタリアも、国内であれだけ思い切って出したにかかわらず、海外におきましては、もう非常な勢いで新しい地带を獲得すべく努力している。そうして、御承知のとおりドイツでは、昨年から向こう六年間、年に百二十億ずつ七百二十億円を海外の探鉱資金に民間に出しております。しかもそれは出世払い、成功払いであるというような寛大な条件でドイツが出しておるゆえんのものは、ひときょう最近の世界情勢から見て、海外に石油資源を求めるべからずといふ痛切な要望にかられたためだと思っております。フランスが円にいたしまして約六十億くらい出しておるかと思つております。イタリアの円のほうはわかりませんが、相当な金を出しておるかと思つております。そういう次第でございますので、これにはよほどの巨額な金と相当の危険性もあります

○岡田参考人 先ほど社長の三村の申し上げましたように、海外における石油探鉱というようなお話をございましたので、われわれは、そのお気持ちを体して、これはどういうふうに具体化していくかとということに苦心しておるわけでございます。  
内、海外における石油探鉱というようなお話をございましたので、われわれは、そのお気持ちを体して、これはどういうふうに具体化していくかと  
問題になつてくるので、われわれは、日本の国が将来のエネルギー源の安定確保という点から、その点はひとつ先生方にお願いを申し上げて、かつての石油業法のときの附帯決議であります。国  
内、海外における石油探鉱というようなお話をございましたので、われわれは、そのお気持ちを体して、これはどういうふうに具体化していくかと  
いうことに苦心しておるわけでございます。

うことは、具体的にいまはつきり計算して、積み上げ計算で申し上げることはいささか困難かと思いますが、一つの想定といたしまして、海上の油田をさがすとして、地震探鉱なり試掘なりをする。試掘を二本ないし三本ぐらいやるといったまして、大体二十五億から三十億ぐらいの金が探鉱段階で要るのではなかろうか。開発段階に入りますれば、場合によって違いますが、三百億とかといふようなケタが一つ上がった数字が必要であろうかと思います。陸上でその探鉱をやります場合には少し安くなりまして、十五億から二十億ぐらいの見当で探鉱ができるのじゃなかろうか。開発段階に入りますれば、これもやはり百億とか二百億とか、これは必ず必要になつてこようかと思います。大体さよなところでございます。

○板川委員 これは通産大臣にこの際伺いたいと思うのですが、いま言つたように海外から要請があつて、日本の技術と日本の民族の優秀性を信頼されてアジア地域からこうした注文がある。これはわれわれも大いに喜んで、その地域の経済開発にもなるわけでありますから、協力すべきはすべきだと思うんです。ただ、いま言わましたように一ヵ所の探鉱をするのに、あるかないかをさせがすにしても、何十億かかる。しかもそれがあつて開発しようというときは、百億台の金がかかること、こういうビルマ、オーストラリア、伊朗、イラク、パキスタン、インドネシアもそうですが、そこ資金が十分じゃありませんから、そこで資金を出すというわけにいかない。日本の技術と資金を投入して、インドネシアのように分与方式で、とれた油でそれを返していく、こういう形になるところも多いと思うのですが、とにかくその海外の開発をするために膨大な資金が要る。これを政府としてどういうような考え方で取り組んでいくだろう。いま参考人も言いましたように西ギリスの例、こういう諸国は國家資金を非常に膨大に注いでエネルギーの安定的な供給を確保しよう、

こういう政策をとつておるのであります。日本の場合に  
は、どうもすべて外国の石油会社に一切まかせて  
おる。こういう形でおるのであります。海外の開発をする  
場合に一番問題になるのは、開発を要する資金の  
問題と、開発されたその油をいかに引き取るか  
という、この二つが最大の問題になつてゐる。そ  
の二つとも日本政府はあまりこれについて大きな  
関心を持たないし、取り組みもしてないのであります。  
このエネルギーという中で石油の位置といふの  
は、当面ここ十年、二十年、三十年、これはます  
ますウエートが高まつてくる。たとえば二十年後  
に日本の使うエネルギーの八〇%から九〇%は石  
油だ、その石油の九〇%は輸入だ。あるいは一〇  
〇%くらいになるかもしだれない。その当時になる  
と、九九・何バーセント輸入だ。一たん何がの關係  
で供給がとまれば、日本産業はとにかく半月か  
一ヶ月でこのエネルギーの供給源が閉ざされる、  
重大な産業の支障も来たさうな形になるのです  
ね。ですから、私は、もつと政府が海外に、こう  
した石油資源会社等で海外経済開発に協力すること  
とはいひのです、いいのですが、その資金面それ  
から取引面、こううものに対しても今までにな  
い積極的な取り組み方をするべきじゃないかと  
思つてゐるのであります。石油業法をきめたときに附帯  
決議があります。大いに探鉱を奨励しよう、といふ  
こともありますが、同時に、引き取り機関について  
てひとつ国家的な一手買い取り機関、こういつた  
ものを設けるべきじゃないかという附帯決議が  
あって、福田通産大臣のときこそれについて質問もできま  
る、何とかひとつ何らかの方策で政府の石油政  
策を一步前進させたい、こう言っておつたのです  
が、しかし昨年までは從来と同じであります。  
さて、海外の探鉱開発、国内の引き取り体制、こう  
いうものに抜本的な対策を打ち出さなくちゃなら  
ぬと思うのですが、この点に対して大臣の心境は  
いかがでありますか。

○櫻内国務大臣 石油政策の重要性は、ただいま御指摘のあつたとおりにますます増加しておると思ひます。私いたしましても、そういう点から、今回の石油資源会社の改正法の提案に応じておる。ようなわけでございますが、もとよりこの程度のことではまことに微々たる施策であつて、これからもつと根本的に考えるべき要素が多分にあると思ひます。従来、御承知のように石油審議会のほうの答申もございまして、現在三十七年より始まる五ヵ年計画の上に種々施策を講じておるわけでございますが、今後におきまして、ますますその必要性が高まつておりますので、財政上、金融上、さらには積極的な施策を講ずべきであるということは御指摘のとおりだと思います。

○板川委員 せつからくこうやつて法律改正をして、海外で活躍しようといったって、資金面やまたその開発された石油の引き取り体制、こういうものが整備をされなければ、そういう見通しがつかなければ、いくら法律改正をして積極的にやるといつたって、それは絵にかいたもぢなんですね。まあそういう意味でもつと積極的な政府の心が見えというのをこの際明らかにしないと、絵にかいたもぢと同じようなかつこうになるのじゃないかと思います。

そこで、これはまだ事務の段階で、大臣のことろまではいっていないと思うのですが、いわゆる原油公団というのをつくつたらどうかという説があります。これは事務段階で、まだ決定してないようですが、この原油公団の構想といふのは、原油の一手買い取り機関を設けて、そしてそこで輸入された原油を全部買います。買いますが、その原油公団に入つたときには関税はかけない。関税一キロリットルについて六百四十円かからっておりますが、関税はかけない。しかし、市販は関税がかかつたような形で市販する。要するに、原油に対する関税を一手買い取り機関に与えて、これを石油の探鉱資金あるいは開発資金、そういう方向に使用するようなことはどうか、こういう構想がある。これは石油業法のときにも、一手

買い取り機関の構想の中にあるいは幾つかの提案があつた、そういう考え方もあるのですが、最近これを具体化しようという動きもあるやに聞いております。これはわれわれとしては大いに賛成なんですが、この原油公団とというのは国内の海外開発会社の引き取り体制を強化すると同時に、そこに国際石油会社の資金を集めて、その資金で海外開発、経済協力をする、こういう一石二鳥の案ではないかと思うのですが、この構想を今後とも進める意思がありますか。これは石油業法のときの附帯決議の範囲にも沿つてることですから、伺いたいと思うのです。

石油協会の設立について、この機関は、最も重要な問題があつた場合には日本の産業がたちどころにとまるということでは、これはたいへんなことだと思います。だからいまのうちにこの輸入先の分散化をはかるなり、安定供給というものを重要な政策として対策を講じなくてはいけないと思う。どうも大臣、エネルギー行政については、電気のはうは得意のようですが、石油のはうはあまり研究しておらないようであります。この石油関係の税金をちょっと見ましたら、三十八年度で関税で四百二十億円、揮発油税で二千二百億円、軽油引取税で四百十七億円、約三千億をこえております。三十九年度ではおそらく三千五百億円を税金としてはとつておると思うのです。これは三十八年は三千億円、三十九年は三千四、五百億円になつていると思うのです。こういうように、石油には関税や揮発油税、消費税、引取税、こういった税金をかけておつて、そして石油を開発するときに金をほとんどかけていない。そしてそれはすべて国際石油関係に一切供給をまかせる、こういうような立場をとつている。それじゃいかぬということで有沢調査団の昨年九月におけるエネルギーに関する中間報告ですか、海外エネルギー事情調査団長、有沢廣巳さんとして通産大臣に答申をしており、これでも、将来国際的にも活躍し得るインテグレーテッド・オイルカンパニー、こういう組織をつくって國家がこれを援助し、安定供給をはかれ、こういう動きもあるわけであります。資金面では、どうしても政府が予算としてこれを大幅に出すことが困難ならば、さつき言った原油買い取り公団、こういうものを積極的に進めて、そして関税分を年々八十億から百億近く取り、それを積み重ねていけば、海外開発の資金あるいは石油政策の資金等になるのではないか、こう思うので、大臣もひとつこの点は積極的に取り組んでもらいた

○櫻内務大臣 石油政策について私が少し熟意がないようの御指摘でございますが、四十年度におきまして新たに共販会社の設立をするために財投を四十億つけるとか、あるいは今回の石油資源会社に対する出資の七億にいたしましても、從来よりは大幅に伸びておると思うのであります。なお、税収と石油政策に使つておる政府の財政あるいは融資の関係は非常にアンバランスであるという御指摘でございますが、言うまでもなくこの税金の大部分が道路政策に使われておる。またこの道路政策は自動車工業にも非常に寄与するものでありますし、また、自動車は言うまでもなくガソリンを大量に使うのであります。めぐりめぐつては道路政策に使つておるようであるが、また石油に全然関連がないとは言えない事情にありますからかというように思います。ただ私が思いますには、これはやはり年度計画で漸次拡大していく以外にはないのではないか、急速にいたしましても、なかなか技術陣営も追いついていけないのじやないか、あるいはこれは相手国のあることでございまして、日本が非常に熱意を持っておりまして、外交交渉の上でどうなるかというような事もございまして、従来急速には伸びなかつた。しかし先ほど石油資源会社側から御説明申し上げましたように、海外との開発の交渉もだんだんに進んでおるのでございまして、私としてはできるだけそれに応ずるように、先ほど申したとおり財政金融の上で措置をしていきたい、かように考えるわけであります。

○板川委員 従来程度やつているということはわかります。しかし各内閣の大臣が従来程度やつておったならば、二十年後、三十年後に大へんなことになるのじゃないか、こう私は考えるのです。だからいまのうちに将来を見通して、国として積極的な取り組みをすべきである、こういうことを言つております。

それからもう一つは貯油、油をある程度ストックするということはフランスなんかでは法律でき

おいた原油で全部まかぬなんという国はどこにもない。これはヨーロッパ共通のエネルギー政策の中でも、戦争の場合に、それでもおれのところはだいじょぶだというほど備蓄するなんということは不可能だ。しかし万一輸送ルートの途中あるいは開発地域の国情、そういうことで、万が一国際的な問題が生じた場合に、輸送ルートを断たれるような場合には、やはり産業に与える影響というのが非常に大きい。いまもし原油の入荷がとまつたらどのくらいの貯蓄があるのですか。スタッフが何日分ぐらいあるのですか。

○大蔵省政府委員 ストックの量でございますが、原油で約二十日分程度、それから製品を入れまして四十日分ぐらいございます。

○板川委員 原油の段階で二十日、製油を入れて四十日、とにかく一日ぐらいもとしまったとすれば、日本の産業の半分以上現在の段階においてエネルギーの供給がとまってしまうという形になるわけであります。ところが貯油を精製会社に協力しろといつても、おそらく国際石油資本系は協力するはずがない。これは戦時中でも協力しなかつたのですから、するはずがない。だからどうしても国の影響下にある石油の機関をつくって、そこである程度の備蓄を考えるということも将来やはり必要だと思うのです。それもやはり将来の一つの課題だと思うのです。そういうことを考へると、開発に要する資金の確保と、開発されたものの国内における引き取り体制というものを整備するため、いま伝えられるところの原油買い取り公団というものにこの際ひとつ積極的に取り組んで推進をしてもらいたい、こう思います。以上、強く希望いたします。

それから大臣がいま共販会社のことと触れられましたから、それに関連して伺いますが、共販会社が発足をしまして、その後どうですか。

一応アジア、日鉱、東亜の三社であります。将来ちょっと横道に入りますが、共販会社への参加は民族系の小さい会社は、この中に参加をさして、大

○大慈彌政府委員 私から実情の説明をさしていただきます。

共同販売会社は、現在のところ共同販売会社に参加しようというのは御指摘いただきましたようになります。それ以外に富士石油、千葉に精製工場が四十四年の当初にスタートいたしますが、富士石油に入つてもらうということになつております。そのほか一、二の民族系の会社に話もございましたが、現在のところは具体化しておりませんが、共同販売会社の今後の育ち方といいますか、発展のいかんによつては入る可能性も非常に大きいのではないかと考へております。

○板川委員 次に伺いたいのは、帝石の再建状況というものはその後どういうぐあいに進んでおりますか。

○大慈彌政府委員 帝石の再建状況でございますが、御承知のように三十八年末から三十九年の初めにかけまして経営がうまくいかないということで危機に直面したというわけでござります。ただし天然ガスの供給者としての役割とそれから地域開発、地域経済の観点、こういう点から、どうしても再建をしなければならないということで進めたわけですが、再建の方法は、探鉱と開発に最大限の資金を投入する。それから人件費を極力圧縮するため、従業員の数を、三千六百四十人の約三分の一を減らしまして、それと同時にベースアップであるとかボーナス等も極力実情に即した程度にする。三番目には、資産内容を充実させるため当分配当を停止するとか、不良資産の整理であるとか、高金利の借り入れ金の早期の返済というようなことを一連の経理的な改善策として行なつた。それから天然ガスの販売価格について、適正な価格まで値上げの交渉をする、こういうことがあるとか、高金利の借り入れ金の早期の返済といふことと同様に、ベースアップであるとかボーナス等も極力実情に即したうようなことは当然でございます。そのほか一般経費等を極力節約するということは当然でございます。

おります。探鉱と開発についても、四十年度においては大幅な増額をいたしております。人員の整理も関連会社への転出などと、大体予定どおりに進んでおります。三月末では二千五百人ちょっととまでなっております。それから経理の状況でござりますが、これも従来の欠損の状況が、なお欠損が出ておりますが、金額的には非常に少なくなつてしまいまして、資金の借り入れ等についても、開銀の二十億の融資、市中銀行の協調融資期待の二十五億、それぞれちょっとまだ完全にまではいっておりませんが、五、六月中にはその額までいくであろうと考えております。販売ガス価格の引き上げでござりますが、小口のほうと、それから大口では東京ガスの話がつきまして、販売量の大体四割につきましては、必ずしも十分とは言えませんが、ガス価格の引き上げを達成した、こういうことになつております。

○板川委員 帝石の再建は一応軌道に乗つておる、こういうことですね。帝石は石油資源開発株式会社の大きな株主、大蔵大臣に次いで二番目の大株主ということになつておる。この帝石と石油資源開発株式会社との関係、昭和三十年ですか、分割をされたというのですが、一休これは分割していくまでのままでいいのかどうか、これは場合によつては私は帝石と石油資源開発株式会社は一本化したほうがいいのじゃないか、能率もあるのじゃないか、こう思うのです。これはいろいろとの考え方かもしれませんのが、その場合にどういう点に問題がありますか、もしそういう方向にいくとするならば。

○大慈彌政府委員 御指摘いただきましたとおりに、両方合併するということは政策論としても大いに検討すべきことではあるまいかと考えます。現状では御承知のとおり、石油資源開発株式会社のほうは原油を主にいたしまして、帝石のほうは天然ガスを主にするということになつておりますが、帝石のほうも水溶性のガスから構造性のガスに移つていくということで、だいぶ範囲が

線に沿いまして、進捗の状況は大体順調にいつて

混淆してきたという感じもいたすわけであります。しかし御承知のとおり、帝石のほうも再建の過程でございますし、もう少し欠損の状況なりが目鼻がついてからというものが時期的には問題になりますかと思います。その際合併するのがいいかどうかということは相当大きな問題でもございますので、なお検討させていただきたいというふうに考えます。

○板川委員 帝石も名前のとおり帝国石油ですから、石油もやる、ガスもやる。主としてガスをやるということで分かれた。石油資源開発株式会社、いわゆるSKも石油が主であるが、しかしながら、SKも同時にやる。これは石油とガスは同じものですから、別々に分けること自体が、いまの段階になつて考えるとおかしいと思うのです。それと鉱区なんかを見ても、小さい範囲において隣がSK、隣が帝石、その次はSKというぐあいで、同じ地域でも入り乱れてありますね。国内において帝石と石油資源開発株式会社との関係が非常に入り乱れておって、あえてこれを区別、区分して、二つに事業分野を分けてやろうという当初の想定も、いまの段階からいえば事情に沿わなくなつた。やはりこれは将来は一本化したほうが、開発技術を温存する意味において、また人的な資源を有効に使う意味において——海外開発をもし担当することになれば、日本の技術者がどんどん向こうに行つて指揮をし、指導することになるのでしょうか。その場合に、石油資源だけでは三百人程度ではあるいは足らなくなるかもしません。もちろん現在帝石との関係で人的な交流はやっておるようであります。お互いに貸し借りをやっておるようではありますが、人的資源を有效地に使う、技術を有效地に使うこと等から考えても、これを別会社にしておく必要はないのじゃないか。いま海外の開發はインドネシアの二ヵ所か三ヵ所程度であります。お互いに貸し借りをやっておるのですが、将来大いに日本の技術を買われて各方面から要請があった場合には、さらにこのSKの重役だつてふさぎなくちらならないかもしれません。これは別々にやるよりも、合併なりをして有效地に使

うということが、私は専門もいいのじゃないか、こう思ふのです。なおこれに対してもう一ぺん、これは当事者の参考人の三村さんからでもけつこうです。これに対してどういう御見解を持っておられるか伺いたい。

○三村参考人　ずいぶんそういう話し合いは私たちの耳にも入っておるし、また石油とガスとをはっきり区別するということは、いま先生のお話のとおりでできにくい。石油が出来ればガスが出る。またガスが出来れば、ガスだけのこともありますが、すでに今度帝石でもって掘り当てられたところなんか石油が出来る。われわれのほうは石油だけと、いうわけにもいかず、帝石もガスだけというわけにもいかないし、もうまさにその点が錯綜しておることは、最もよく御存じの先生のお話のとおりでございます。

合併問題につきましては、これはわれわれのほうは国策会社でもございますので、いろいろの社会情勢なり時の機運なり、いろいろありますよううし、また帝石自体の再建計画等もありましょうら、またそういうものは区別が非常に困難であるとかいうような点、いろいろありますようから、その辺のところはあわせ考えていかねばならぬと思いますが、その点は政府のほうともよく御相談申し上げて進んでいきたいと思いまするし、先ほどお話しになりました公社とか公團とかいうような構想もあればまたそれと関連性を持つものじゃなかろうかと思っております。

○板川委員　鉱山局長の見解をこの際承っておきます。

○大蔵省政府委員　実際上、最近の状況でござりますと、鉱区については重複しているところもございますが、天然ガスを主にしたところは帝国石油のほう、それから原油を主にしたところはSKのほうということで、利用できる範囲内では共同探鉱を実施するというようなことで対処しております。

それから海外の開発につきましても、これも先

御指導いただきましたように、技術者の交流といいますか、相互に協力をいたしましたり、石油鉱業連盟のほうで技術者をまとめまして、中近東大臣のほうなり東南アジアのほうに調査団を出すというようなことで、極力協力体制をしてはおりまです。今後の問題につきましては、先ほど三村社長さんのお話をございましたが、非常に大きな問題といいますか、大切な問題でございますので、今後慎重に勉強させていただきたい、こういうふうに考えます。

○板川委員 これはいまだこうせいというわけじゃないのですが、合理的に考えた場合には、どうもいまのまま分割しておることはやはり時代の要請にこたえてないのではないか、こう思ふので、ひとつ今後の検討を要望いたします。

それから、鉱山局長に伺いますが、アラビア石油の引き取り問題がことし一応の解決をしました。毎年毎年引き取り問題でこたこたするというのは、こういう海外開発をやる場合に一番ネックになるのですね。引き取りが幾らだかわからないから開発のほうも段階的に進まない、こういうことがあります。来年度は、引き取り体制を制度的に一つのルールをつくって、その制度に乗せたい、こういう趣旨をこの前の委員会で、私の質問に対して答弁をされていますが、その後考え方で構想といいうのがいわゆる原油公団の構想である、こういうふうに理解していいのですか。

○大慈彌政府委員 この前は、何か一つのルールを確立したいということで、ただし、四十年度の引き取りにつきましては時期的にもう相当無理かもわかりませんが、四十一年度分につきましては、何かそのたびごとにめないようなルールができると非常によろしいのではないかという答弁を申し上げました。そのときは何か一定のシナリオでございますが、今年度は、今年度といいますのは四十年度でございますが、総輸入量のうち、一四〇%ちょっとだつたと思います。アラビア石油の分でございますが、昨年は一三〇%ちょっととではなかつたかと思います。そういうことで、一定の比

率なりきめてしまうとスマーズではあるまいかと  
いうふうに考えまして、御答弁申し上げたわけで  
ございます。シェアが同じなら何も問題はないの  
ではないかというふうに考えておりましたが、サ  
ルファの問題が、今度いろいろ問題になりましたして、  
その際に問題になりましたところでは、同じシェ  
アであっても違う場所等で、絶対量がふえてまい  
りますと相当影響も異なるということで、簡単に  
シェアだけでいいかどうかということも多少問題  
があります。もう一度、一つのルールといいますか  
引き取り機関というの勉強させていただきた  
い、こう考えております。

よつて行なわれている。それで、その税制上の恩典を利用して開発資金に回すということができるわけですね。ところが、生産分与方式では減耗控除制度といつのはない。だから、やはり減耗控除制度に見合つた何かの税制上の恩典を与えないといつは、せつから石油資源開発株式会社が海外に進出して、長期的に海外開発を行なつていこうという場合には、この制度上に不足があるんじやないか、これを以後の研究課題とすべきじゃないかと思うがどうでしよう。

○大慈禪政府委員 仰せのとおりでございまして、ぜひ研究をさしていただきたいと思います。

○板川委員 それでは、ちょっと戻りまして、鉱山局長伺います。第十条の鉱業権の場合で評価する場合に、どういう基準で評価するのですか。「鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通産省令で定める額をこえないときは、この限りでない。」というのです。が、この鉱業権の評価はどういう基準で行ないますか、参考のために伺つておきます。

○大慈禪政府委員 許可の基準でございますが、百アール当たり十万円以下のものは必要はないといふふうにしたいと思います。

○板川委員 それでは、次の質問者もありますから、私の質問は一応これで終わります。

○内田委員長 沢田政治君。

○沢田委員 石油資源開発のことについて、一日前ほどから、今度の法改正の主要点である重役二名増員の必要性の理由をるる申し述べられました。たとえば海外に相当发展したい、こういう意図が一つ、もう一つは、かつてから見るならば從業員が増加しておるので、処遇の問題、労務管理

の問題、こういう点から重役を一人ふやすなくして、ぜひ研究をさしていただきたいと思います。

○板川委員 それでは、ちょっと戻りまして、鉱山局長伺います。第十条の鉱業権の場合で評価する場合に、どういう基準で評価するのですか。「鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通産省令で定める額をこえないときは、この限りでない。」というのです。が、この鉱業権の評価はどういう基準で行ないますか、参考のために伺つておきます。

○大慈禪政府委員 許可の基準でございますが、百アール当たり十万円以下のものは必要はないといふふうにしたいと思います。

○板川委員 それでは、次の質問者もありますから、私の質問は一応これで終わります。

○内田委員長 沢田政治君。

○沢田委員 石油資源開発のことについて、一日前ほどから、今度の法改正の主要点である重役二名増員の必要性の理由をるる申し述べられました。たとえば海外に相当发展したい、こういう意図が一つ、もう一つは、かつてから見るならば從業員が増加しておるので、処遇の問題、労務管理

の問題、こういう点から重役を一人ふやすなくして、ぜひ研究をさしていただきたいと思います。

○板川委員 それでは、ちょっと戻りまして、鉱山局長伺います。第十条の鉱業権の場合で評価する場合に、どういう基準で評価するのですか。「鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通産省令で定める額をこえないときは、この限りでない。」というのです。が、この鉱業権の評価はどういう基準で行ないますか、参考のために伺つておきます。

○大慈禪政府委員 許可の基準でございますが、百アール当たり十万円以下のものは必要はないといふふうにしたいと思います。

○板川委員 それでは、次の質問者もありますから、私の質問は一応これで終わります。

○内田委員長 沢田政治君。

○沢田委員 石油資源開発のことについて、一日前ほどから、今度の法改正の主要点である重役二名増員の必要性の理由をるる申し述べられました。たとえば海外に相当发展したい、こういう意図が一つ、もう一つは、かつてから見るならば從業員が増加しておるので、処遇の問題、労務管理

の問題、こういう点から重役を一人ふやすなくして、ぜひ研究をさしていただきたいと思います。

○板川委員 それでは、ちょっと戻りまして、鉱山局長伺います。第十条の鉱業権の場合で評価する場合に、どういう基準で評価するのですか。「鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通産省令で定める額をこえないときは、この限りでない。」というのです。が、この鉱業権の評価はどういう基準で行ないますか、参考のために伺つておきます。

○大慈禪政府委員 許可の基準でございますが、百アール当たり十万円以下のものは必要はないといふふうにしたいと思います。

○板川委員 それでは、次の質問者もありますから、私の質問は一応これで終わります。

○内田委員長 沢田政治君。

○沢田委員 石油資源開発のことについて、一日前ほどから、今度の法改正の主要点である重役二名増員の必要性の理由をるる申し述べられました。たとえば海外に相当发展したい、こういう意図が一つ、もう一つは、かつてから見るならば從業員が増加しておるので、処遇の問題、労務管理

の問題、こういう点から重役を一人ふやすなくして、ぜひ研究をさしていただきたいと思います。

○板川委員 それでは、ちょっと戻りまして、鉱山局長伺います。第十条の鉱業権の場合で評価する場合に、どういう基準で評価するのですか。「鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通産省令で定める額をこえないときは、この限りでない。」というのです。が、この鉱業権の評価はどういう基準で行ないますか、参考のために伺つておきます。

○大慈禪政府委員 許可の基準でございますが、百アール当たり十万円以下のものは必要はないといふふうにしたいと思います。

○板川委員 それでは、次の質問者もありますから、私の質問は一応これで終わります。

○内田委員長 沢田政治君。

○沢田委員 石油資源開発のことについて、一日前ほどから、今度の法改正の主要点である重役二名増員の必要性の理由をるる申し述べられました。たとえば海外に相当发展したい、こういう意図が一つ、もう一つは、かつてから見るならば從業員が増加しておるので、処遇の問題、労務管理

非常に変わってきているのじゃないか、こういう  
ように言わざるを得ないわけです。  
そこで一歩突っ込んで聞くわけでありますけれども、たとえば国内のガスを含めて石油資源が大  
体どれだけ賦存しておるのか。こういう点を大  
ざっぱにつかんでかかっておるのかどうか。どこ  
が掘り当たるか、掘らなければわからぬという調  
査をしておるのかどうか。こういう点に対する一  
つの想定というものを持っておるかどうかとという  
ことがあります。これは私は確信を持てませんけ  
れども、いろいろな地質学者から聞くところによ  
ると、たとえばガスの場合には、日本全国で推定  
埋蔵鉱量が六千億立方メートルです。原油換算で  
六億トン。石油の場合には三億トン、これだけは賦  
存しておるのじゃないか。ヨーロッパに比較して  
も決して遜色はない。したがって、まだまだ国内  
の資源開発には相当精力をつぎ込む余地があるの  
じゃないか、こういうよう言われておるわけで  
す。そういうことで、大体どれだけ賦存しておる  
か。こういう点と、想定でもいいから頭に描い  
て、五ヵ年計画とかそういうものを作成したこと  
があるかどうか、その点をお聞きしたいと思うの  
です。

○沢田委員 これは私の意見もありますけれども、特にSKが事業現場を持つておるのは、新潟県と秋田県が主たる現場になつておるわけです。そこでSKが今度は海外に出ていくということに対して、地域の人々はこういうように評価しておるわけです。SKは非常に発展をして海外に行くのだ、こういうように見ておらぬわけです。ところでは、もうSKが開発に行き詰まつて夜逃げをして、自分が存立するために海外に逃げていくのだ、こういう評価をしておるわけです。その評価は正しいかどうか、私ははつきり言えませんけれども、私もそういうような印象を受けるわけですね。(三村参考人「意見があります」と呼んでここに出しておる資料によりますと、売り上げ高はなるほどあえています。産出量もふえております。産出量、売り上げ高がふえたということは、はたして開発埋蔵鉱量、確定鉱量というものを的確に拡大させたかどうかという比例にはならぬわけですね。そうでしょう。現在は出るけれども、新しい油田、ガス田を次々に発見しなければ開発の成果といえないのであります。ところがこれを見ますと、ただ単に非常に発展の一途をたどつておるようになります。そういうときに、国内の資源を開発するといふのが一つの立法精神であったSKが、国内の開発も満足にできずに海外に行くなどといふことはおこがましい、こういう意見も当然出ると思うのです。そのよしあしは別にしませう。したがってやはり発足当初の精神に立ち戻つて、海外もけつこうですよ、海外もけつこうだけれども、もつと、本来の任務であつた国内の資源も開発する、こういう前向きな精神は、政策的にも忘れちゃいかぬことじゃないかと思うわけがあります。といいますのは、海外に行って石油資源を開発するとしても、日本に石油産業があるから、初めてこの開発ができるわけです。石油産業があるから技術者がおる。技術者がおるから海外で技術

開発できるわけです。したがつてこの根を忘れては、私は、海外開発というのも砂上の櫻閣になる危険性が非常に強いと思うわけあります。特に、海外に技術者が行って開発するとしても、かの地、現地に行って永住することは不可能でしよう。したがつて船員の半数上陸のように二、三年行つては戻り、戻つてはあら手が行く、こういうことがありますから、国内に全然そういう産業がなかつた場合には、これは不可能なわけです。そういう角度からも、前向きにもつとSKが、もうかるとかもうからぬとか、採算を度外視して、とにかく国内の資源を開発するのだという本来の一つの大任務があるのだから、そういう前提に立つて国内の資源開発を、ガスを含め、石油を含めて、前向きに政策をとつてももらいたい、こういうように私は意見として申し上げておきます。その意見に対する見解をお聞きしまして、私の質問を終わります。

しなければならない、こう考へると、六千万トンないし八千万トンを昭和四十七年までに掘らなければいかぬ、こういうことになるわけであります。そこで SKはことし大体十一億の予算で主としてインドネシアの三つの個所で採鉱をいたすようではあります、SKにはその程度しか技術能力はないのでござりますか。もつと大規模にやらなければ、二億トンといつてもあと六年半しかないから、とても間に合わない。ですから、その程度しか技術能力はないのかどうか、その点を三村さんにお伺いいたします。

○三村参考人 お答えいたしますが、わが社の技術陣はさしあたり十分だと思ひます。たとえばセラムにしてもブニュにいたしましても、これを話ができる上かつてやりますのにはやはり相当ひまがかりますので、初年度、次年度とだんだんふえていきましょうけれども、さしあたり二、三十名の人を出せばよからうと思つております。いま現に北スマトラに相当の人を出しておりますが、一時またアラビア石油のほうにも人を出しております。それで、われわれのほうの技術陣は、さしあたりのいまの問題につきまして決して心配ないと思つております。

それからなお、日本に非常に頼んでくるというのは、平和国家であるという点で日本に頼んでくる。それから日本の技術に対する信頼が外国に大きいからと思っておりますが、御承知のとおり、日本の國の地層のぐあいは非常に変化が多くて、かつ断層もあるし、こういう馬の背みたいなところを掘り当てて、右に行つたら間違えた、左に行つたら当たらなかつた、このまん中に行くことは実にむずかしい。そこをとにかく掘り当てて、日夜、二十四時間決して休まずに掘つております。現場は非常に苦労して掘つておりますが、それでもつて掘り当てる率は、アメリカは試掘は一五%でございますが、わが社は二五%の確率で当つております。ただ一鉱当たりの出油量が少ないと、いうことは日本の地層上やむを得ませんが、それだけの確率を持っておるということを申し上げて、わが社

の技術が決して外国に劣っておらぬということを申し上げ、かつ、さあたりの問題においては決して御心配なく、十分なる人を持つておるというふうを申し上げたいと思います。

○桜井委員 私の御質問申し上げたのは、実はイランなりイラクなりバキスタンなり、広範にやつていくという場合に……。

○三村参考人 それについては、一応そういう話をまとまれば、それに応じて技術陣の充実をはかっていかなければならぬと思ひますので、いますぐにそれだけの人間を持つておるかとおっしゃれば、いまは持っております。しかし、それに応じてやつていく覚悟を持っております。

○桜井委員 日本にはそれだけの技術陣があるようございます。ところで、もう一つちょっとお伺いいたしますが、インドネシアに十一億円でことしやる予定になつておりますが、これは終わりますか。どうも場合によると、使い残しをするのではなかろうかというような心配さえ出でおるのでですが、この点はどうですか。

○岡田参考人 私どもの本年度の事業資金として

十二億八千万円用意いたしておりますのは、この

地方の初年度といたしまして太体一年間仕事をす

る量でございますが、それがきょう現在まだ交渉

が妥結しておりませんで、先ほど社長三村が申し

上げましたように、私どもこの正月ごろから三ヵ

月ほど向こうにおりまして、いま申し上げました

三ヵ所についての交渉をいたしたのであります

が、まだ最終的な妥結の点に至つておりませんけ

れども、双方の問題点が明らかになつたものであ

りますから、お互いに考え方をまとめ直してあら

でございまして、インドネシア側に対しまして

は、今度はひとつ東京で交渉しようじゃないかと

いうインビテーションを出しております。

まだ返事は参つておりますけれども、いずれに

しても近く交渉は再開されまして、なるべく早

く妥結いたしたいと思いますが、すでに六月でござりますから、一年分の事業量が、三月三十一日まで切れますと、時間が一年でなくなるだけに、金の使い残しができる可能性はございます。その

場合には、来年度に繰り越しましていくわけでありますが、一たん仕事を始めますならばずっと滑つてきますから、その点はよろしいかと思う

のでございます。

○桜井委員 何しろ政府のほうの姿勢が現在まではつきりいたしておませんので、私は昨日もさんざん申し上げたのですが、至急にとにかくわが国としても世界の大勢におくれないために、わが国に利権を与えてくれるところならばどんどん進出していくといつぐらいの心がまえがなければ、とてもどうにもならなくなるんじゃなかろうか、

このよだんな配されるのであります。それがたつた十二億八千万円、ぐらいのところでおたおたしているというよだんな状況でございます。というの

は、今までの手のつけ方がおそかつたからといふことでありましょうけれども、そしてまたそんなことで少しばかり予算が残つたら、もう来年はまた縮小するんだというよだんな情けない根性ではなくて、もつと本格的に大規模に前進する

ことが私は必要だと思ふのであります。政府とい

たしましては、そういう体制で今後どんどんやつていくつもりがあるのかどうか、もう一度はつきりお伺いいたしておきたいと思います。

○大慈彌政府委員 実情に即しながら極力拡大を

するというこで努力したいと思います。

○桜井委員 その実情に即しながらというのが非常に気に入らないのであります。何でもそのところですと、自分たちで努力もせぬで置いて、ソ連石油

各社はサルファの低い原油の獲得にあちらこちらでストップする。実情というのはこれだけしか

ないのだから、自分たちで努力もせぬで置いて、

実情がこうだから、実情がこうだから、重役の三

人や四人どつちへやつてみたつて、ふやしてみたつて、たかが知れている。こんなものは国策の

重要な問題じやない。そうじやなくて、その姿勢に

欠けておつてはどうにもならない。ですからそ

ういう点をひとつ政府にお願いしたいと思います。

それからもう一つだけ、ちょっと、一分でけつ

ただいてけつこうです。

おばかりいたします。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

常時に大胆に申し上げておるわけですが、ソ連石油の一割やそこら入ることのほうがなつて日本の方

シヨナル・インタレストにも合ふんじやないか、いわゆる國際石油カルテルにも合ふて若干の牽制にもなつてよいのじやないか、このように申

うでございます。ではから、これはブレンドすれば非常

によろしいのであります。ですから、この公害は

は、実は通産省みずからが公害をつくつてあると

いうことにもなるんですよ。入れないから公害になつてくる。そういうサルファ分の少ないものをどんどん入れるという姿勢があれば、公害は発生しない、あるいは少なくなる。それを公害を発生するようにするように指導しておいて、そして公害が発生した。これは通産省みずからが根本にお

いて間違つておるのでありますから、どうかそ

の点につきましても通産省の考え方をもうちょっと

はつきりさせしてください。

○内田委員長 起立總員。よつて、本案は原案の

とおり可決いたしました。

おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等に關しまし

ては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

○内田委員長 次に、討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立總員。よつて、本案は原案の

とおり可決いたしました。

おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等に關しまし

ては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

○内田委員長 次に内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。沢田政治君。

○沢田委員 わが国の工業所有権制度が創立され

てから今年で八十年を迎えるわけですが、

八十年たつた今日、非常に重要な支障といいます

か、障害が今日起きておるわけであります。三十九

年度末でも、滞貨と申しますが、未処理件数と申

しますが、五十五万件にも達する、こういう重大な

事態に直面しておるわけであります。したがつて、このよつてきたる原因、どういうところに欠

陥があつてこういう結果が招來されたのか。また、どういうようにしてこれを解決するのか。こ

ういう点を、私は非常に時間を急いでおりますので、むだな表現は避けて端的にお聞きするわけで

○桜井委員 以上で終わります。

○内田委員長 参考人の御西氏にはまことに御苦労さまでございました。参考人の方には御退席い

○倉八政府委員 いま二つの問題についてお尋ねです。したがって、質問は簡単にしますけれども、これに対し答弁は明確にしてもらいたいと思ふ。

になりましたが、滯貨を生じた原因——まことに滯貨を生じて申しわけございませんが、それは一つは、最近の日本の工業の発展にあると思ひます。工業の発展にあるということは、その裏には、各社が競って研究をする、研究に基づいてそれを工業所有権にしたい、こういうのがほうはいとして起つてきましたというのが一つの原因であるし、それから消極原因としましては、特に三十四年以降出願の伸びが非常に多かつたにかかわらず、これを審査する審査官というのがそれに応じて増員できなかつた、この消極原因と積極原因が一緒になりまして現在の滞貯を生じておるというものが現状でございます。しかばば対策をどうするかということでござりますが、対策に大きい対策としまして大体三つあると思います。一つは、審査能力ないしそれに付帯する事務能力を増加するというのが一つと、それから第二は、現在工業所有権法が陳腐化しておりますと、いまのところは、審査能力ないしそれに付帯する事務能力を増加するというのが一つと、それから第三としましては、いま先生御指摘のように、現在六十万件近くある工业所有権をそのまま維持できるかという問題がありますから、これを時代に合わせて根本的に改正する、この問題が第一。それから第三としまして、いま先生御指摘のように、現在六十万件近くある工业所有権をそのまま維持できるかという問題がありますから、ひとつ緊急措置に一掃しますとして滞貨をできるだけ早い機会に一掃する。この三つをコンパインしたのがその対策のすべてではないか、こう考えております。

う、こういう答弁がありますが、第一のよつてき  
たる原因について、もう少し深く掘り下げて私は  
質問したいと思うわけあります。といいます  
は、産業がどんどん発達しておる、日進月歩に發  
しておるというその成長度合いは、何といいます  
か、諸外国の各国間によつて違うとしても、一般  
的な形勢なわけですね。産業が発達していくとい  
うことは、何も日本だけの例ではないと思うわけ  
であります。諸外国でも、先進ヨーロッパ諸国も  
そういうことがいえるのじゃないかと思われるわ  
けであります。ところが、先進国家であるヨーロッ  
パ等に比較してみても、特に日本の場合には非常  
に出願件数が多いわけです。これは日本特殊の問  
題じゃないかと思うわけであります。どんどん産  
業が発達していく、技術革新される、こういう共通  
性があるのにかかわらず日本だけがなぜ処理件数  
が上がっていくのか、こういう点についてどう考  
えるかということです。まあデータがありますけ  
れども、このデータは言いません。これはおそらく  
皆さんが御案内のとおりだと思うわけであります。  
この原因についてお聞きしたいと考えるわけ  
であります。

したがつて、たとえばもう一つの解決策の問題  
になつてくるわけでありますけれども、審査能力  
といつても、諸外国の審査官一人当たりの審査能  
力件数と比較して、内容がいい悪いは別として低い  
も、日本の処理能力件数というものは決して低い  
とは言えないわけですね。したがつて、現在はも  
うすでに限度にきておるのではないか、こういう  
ように考えるわけであります。

さらに、工業権について抜本的に考えなくちゃ  
ならぬ、こういう点は何を考えておるのか、これは  
わかりませんので、これ以上私は深く突っ込まれな  
いわけでありますけれども、最後の緊急措置といふ  
のは何を意味しますか。たとえばいままでの審査  
主義を今度は無審査主義に変えるのか、そなつた  
ならばどうなる、これはぼくは重大なる混乱が起き  
てくると思うわけであります。どんなに粗末に審  
査しても、権利ですから、十五年間の権利として残

るわけですね。この場合大きな混乱が起きてくるのじゃないかと私は思うわけあります。それに対して緊急であるならば事前、事後の措置、以前に認めたもの、今後のもの、現在のもの、こういう権利をどうするか、こういうことです。やはり緊急である以上は、事前、事後の措置というものが明確に策定され、想定され、計画されなければ、これは踏み切られない問題だと思うけれども、その点についてどう考えますか。

○倉八政府委員 全くいま先生の御指摘のとおりでございまして、そのいまの最後の御質問に対してもお答えしますと、しかばね特許庁はどういう緊急措置を考えておるかということでござりますが、が、その五十八万件の滞賃の中の大体四十二、三万件というのは、特許と実用新案でござります。その特許と実用新案のいわゆる緊急措置をどうやるかということに足きるわけでござりますが、やはり方としましては、実用新案を無審査にしたい。外国でも無審査というのは相当例が多いのですが、無審査にしたい。しかしもして、いわゆる公開しまして、異議がなければ登録する、異議があつたものについて初めて簡略審査をして、そうしてそれを権利にするというのが緊急措置を置の内容でございます。しかばねそれについて混乱するのではないかという問題でございますが、混乱の問題は大体前の権利とかかる緊急措置をとった場合の権利とのいわゆる彼此勘案の問題だらうと思います。この権利の期間をどうするかといふことについては、非常に問題がありますから、ら、いま特許庁としましても改正審議会の議にかけまして、現在のままの十年のとえれば実用新案権を認めるか、あるいはもう少し短い権利を与えるかということは重大問題でございますから、ここでいま検討を急がせておる次第でございます。

○沢田委員 私は、この特許行政のことについては必ずしものしるうとでありますけれども、ここ年来、特許行政を振り返ってみると、非常に貢性のない、麥魂を遂げておるといいますか、朝暮改が行なわれておると思うわけでござります。

す。これは人事の問題をそのままの口吻でいふと、おまえさんたるが、長官の就職期間が一年二ヶ月とかいわれておりますように、非常に人がかかるたびにくくるく変わつてきているのではないか。非常に一貫性がない。そういうことがすべての原因であるとは言いませんけれども、今日の特許行政に対しても非常な混乱を来たしておる一因になつておるのじゃないか、こういうふうにも考えられるわけあります。たとえば、ある長官の場合には、少し予算を獲得して活動状況をよくしよう、こういうところに力点を置いたとするならば、ある人は今度は法律を改正してうまくやろう、こういうところに力点を置く人もあるわけであります。さらにはまた、人員の問題もあります。さらにはまた、ある人は審査能力を非常に高めて処理しよう、また制度 자체を考えようというふうに、いまいわれておられますように非常に一貫性がない。はたしてこういうこといいのかどうか、こういう点は疑わざるを得ないわけあります。私はいまのままでいくと、もうこの特許行政といふものは行き詰まりになると思うわけでござります。したがつて、たとえば去年の四十六国会のこの委員会でも、同僚議員から、そういうふうに通産行政がくるくるの変わる、しかも人事もかわる、もう特許局長官が腰がけである、こういうこといいのかどうか、こういう点の質問に対して、いいことじやない、こういうことは考えなければならぬというよう福田前通産大臣が答弁しておるわけであります。したがつて、櫻内通産大臣はこの点についてどう考えますか。



るにも大きく私は基因しておるのじゃないかと思ふわけでございます。したがつて、出願処理の審査官の能力を上げただけでは私はこれは解決しない、解決しないというよりも、むしろ逆な現象が出てくるるんじゃないかと思うわけであります。つまりめくら審査をするんだから、うまくいったならば、十くらい実用新案を出したなら一つぐらいひつかかるかもわからぬ、こういう心理になるわけですね。ところが、やはり日本の特許庁の審査といふものは、ほんとうに社会のために産業のために貢献するものでなければなかなか通らぬぞということになると、めくら出願やあるいは調査出願、予防出願というものがぐつと減つてくるんじゃないか。したがつて私は、何といつても審査能力というのは件数をさばくというような物理的な方面じゃなく、環境面を含めてそういう能力を培養するような給与体系、作業環境、そういうものを含めて整備していくことが、私は大きな柱になるんじゃないかと思いますけれども、いかがですか。

○沢田委員 正確なことはわかりませんけれども、先ほど臨時措置というようなことばが出ましたけれども、特許庁で四月の段階だと思いますけれども、滞賃処理の臨時措置、こういう方向をどの段階までお示しになったのか私は知りません。けれどもそういうことを示したということは、私も風聞で聞いておるわけあります。その内容をどう考えておるかということに対しては、私の後ほど質問に対してもう一つお聞かせ願いたいと思うのです。

○倉八政府委員 今度の通常国会に、工業所有権の全面改正を出そう、こう私はきめておりまして、その過程におきまして、緊急措置をどうしたらいいかということを私は部下に命して作成させたことは事実でございまして、それは全く内部の、きわめて一部の人だけしか知らない措置でござりますが、別に秘密でもございませんからその内容を申し上げますと、外国の例なんか見ますと、工業所有権というものは、全面的に無審査制度をとつておるところが非常に多くございます。フランスなんかは全部無審査です。出せばすぐ登録する。したがいまして、日本におきましても特許、実用新案につきましては、山ほどたまつておる滞賃につきましてそういう措置はとれないか、あるいはとればどういう弊害があるかということを考えて見るということで、部下に命じまして作業さしたところは現在においては一応撤回いたしまして、滞賃措置につきましても、特許は從来と大体同じ方法でやる。それから実用新案につきましては新法によるという新しい制度に移行しようということで、全面無審査は現在は引つ込んでおります。そういう

○沢田委員 大体そういう骨子のようであります。しかし、これを踏み切る場合、私は重大な問題が背後にあると思うわけであります。たとえば、公開の場合でも、どれぐらいの費用がかかるかといいますと、膨大なわけですね。これは一応あなたのはうで考えたのかどうかわかりませんけれども、大体いろいろな審があるわけでありますけれども、ある案によりますと二十四億円もかかる。そういうようなことも出て来ているわけであります。人員も今度は非常に必要になってくる。そして、無審査になるのだから、何というか非常に権利の係争が出てくる。争いが出てくるわけです。裁判所といえども、行政機関といえども、同じ国家機関でありますから、それに対する損失というのも出てくるわけであります。これは軽々に踏み切るべきではないと思うわけであります。実用新案というのは、以前は形だけであったわけです。今度は機能とか製造方法とか、そういうことに変えてきたわけですね。したがって、私が朝令暮改だというのはそとなんです。行き詰ったならば、今度は処置がない、最後の手段で、やけくそだ、処理する方法がないからおうぼらてしまえという、こういうふうに考へたの手段がこういう考え方になつて出てきておるのじゃないかと思います。ほんとうに工業所有権というものを保護する立場に立つならば、こういう処置をとるべきじゃない、こういうふうに考えております。したがつて、これによつて起つておるのじやないかと思ひます。ほんとうに十項目ほど指摘したい点があるわけですが、時間が制限されてるので、これを指摘していくなら三十分以上かかりますのでやめますけれども、いずれにしてもそういう考え方を持つておることは承知しました。しかし、重要な問題がその背後にあるということだけは明確に検討してほしいと思うわけであります。そうでないと、重要な問題が起つてくる可能性が非常に強いわけであります。

たとえば特許法の第二十五条です。第二十五条は「日本国内に住所又は居所（法人にあっては、營業所）を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他の特許に関する権利を享有することができない。一、その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。二、その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に對しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。」こういう二つの条件があるわけですね。これは同盟国、条約加盟国であるないという条件ではないわけですね。そういうふうに相手国が自国民待遇の権利あるいは登記を認めた場合には、こちらでもやる。それ以外のものは、こまかいこの二つに該当すればいいわけですね。そこで、たとえば東独の場合、私の調査によりますと、日本の国籍を有する者が東独の特許権を得ておる、あるいは商標権を得ておる、こういう場合があるわけであります。そうなると、この掛け合なしの特許法第三十五条によるならば、日本国もこれを認めなくちゃならぬわけであります。認めないという理由は、法律的には何も出てこないわけであります。ただ単にこれは政治的な問題で、東独はおもしろくないとか、台湾というのはおもしろくないとか、そういう政治的なところがあるとしても、純粹に法律そのものからいくならば、認めないという理由にはならぬと思うわけであります。しかも、東独それを認めたということになると、おそらく外貨を出して、それぞれの所定の手続をして特許権及び商標、意匠、こういうものの出願手続きを認めたということになるわけですね。そういうことからいって、東独の場合、もし日本に対して特許権及び商標、意匠、こういうものの出願手續があつた場合にはどういうよう措置するか、こういう点をお伺いしたいと思うのです。

○**第八回 政府委員 第二十五条は、いま御指摘のように相互主義の原則でございまして、相手が認めらるならこちらも認めるということでおざいます。が、いまの東独の問題につきましては、きのう衆議院の本会議を通さしていただきましたパリ同盟条約におきましても加盟国ではございませんで、日本としては、東独というのはまだ承認していない。したがつて、同盟の加入国でもないというよう、いろいろ外交上、政治上の判断がございまして、これはいまいろいろ外務省あたりとも検討をしているところでございまして、したがいまして、現在におきましてはこれを右するか左するか、というところは言えなくなつた、とおもふる、**

はドイツの「地方か、その点が国際法上はつきりしないときは、相互主義の原則がそのまま適用されるかどうかにつきましては、私は非常に疑問だらう、こう考えております。しかし、私は国際法は全くのしろうとでござりますから、その点はこのくらいでごんべん願いたいと思います。

○沢田委員　あなたの場合は法律論じやない。政治論ですよ。認めていないからどうも困るということは、純粹に二十五条から解釈して、大臣、どう考えますか。この法律からいってならば断わる理由はないのですよ。

○櫻内国務大臣　ただいま長官からお答えさせて

いうことをアメリカの公証人から法人証明をしてもらつて日本にそれを申請した。それを日本国が認めた。本来ならば権利能力はないわけですよ。よその国の法律で認めるとか認めないとかいうのは、アメリカが言う必要は全然ないわけだ。それをアメリカで法人証明をして、日本に申請して、日本国政府が登録を認めた。そしてキーパーから代理者を立てて日本に対し立てた、こういう場合はどうなりますか。

ておるのか、特定の個人か、キューパの法律によつて別の人が工業所有権になつたかは別です。いざれにしても、その人から合法的に、キューバ国内においては、工業権が、日本に申請したときからキューパのだれかに移つたわけです。権利が全然ないわけですよ。それを今度はアメリカへ来て、キューパの法律によつてこの人は合法的に権利を持つておる法人であるということをアメリカが認めておるわけだ。キューパの法律によるならばその人にないのでですよ。それを同盟国においてる商標権者の承諾なしに、承諾ないものを架空の行為による無根拠な、無法な申請を日本政府にの作用でさうあります。そして日本政府は許可しておるのです。

○沢田委員　日本の政治や外交というのは、これ  
は何によって行なわれていますか。憲法なり法律  
に基づいて、それぞれの政治、外交が行なわれて  
おるのでしよう。政治や外交が法律より優先する  
という原則はないと思うわけであります。法律を  
改正したらば別です。純粹に第二十五条を解釈し  
たならば、認めておるとか認めておらぬとか、条

場でございませんので、もし必要でござりますれば法制局長官なりあるいは外務省のほうの説明をお聞き取り願いたいと思います。ただ、一応の見解としましては、ただいま長官が申し上げた通りだと思います。

かりに私が特許権をとりましても自分で事業をや  
れない。したがいまして日本における職務発明の  
よう、私の特許の実施権というの全部ソ連の  
公団に移るわけでありまして、そうして次に公団  
から何がしかのいわゆる報償をもらうわけでござ  
います。しかしながらその実施権は、たとえば  
キューバも国営だと思いますが、そのラムの工場  
が国営だとすれば、その商標をとった人は、な

○倉八政府委員 それは二つケースがありますまして、日本における代理人が、たとえば田中なら田中という代理人が、かつてにキューバにおける商標を日本で使ってラムを売ったというならば、いま先生の御指摘のような条文にひつかかるかと思います。ところが、この代理人でない、たとえば私ながら私が——私じゃいかぬですが、だれか日本人が

○倉入政府委員 私は国際法の問題はあまり得意でございませんで、また権限もないものがこういうことを言つてはどうかと思いますが、私は日本の政府としては、相手の国として認めでございまして、日本から見ところから出されましても、必ずしもそれが相互主義が一貫するかどうかということは、私自身も非常に疑問を持っておるわけでございまして、日本がもし東独を承認しておるならば、日本から見れば承認された国としての堂々たる扱いを受けれる。ところが、日本が認めていないのでございませんして、その國に属する国民が出願された場合に、それが東独という、日本が承認した國か、あるいは

し、または使用する商標について、登録異議申し立て、登録拒絶もしくは登録取り消しましたは使用差止を行ない得ることとする、これは今度改正になるわけです。それで、こういうことがあつたならばこれをどうするかということになります。たとえばキューバにあるラム酒の会社があつたわけです。そして商標を持つておったわけですね。ところがキューバの国内法によつて所有権を国家がとつた。したがつて本人は所有権がないわけです。そしてその人がキューバからアメリカに亡命した。そこで本来ならば、キューバの法律によつて所有権がないのだけれども、そういう権利があると

今度は日本に登録しても、それも合法でございまして、国営企業であろうと個人の営業であろうと、特許権なり商標権というのは当該国だけしか通用いたしませんから、その人が日本に商標を登録したとしてもこれは有効でございますから、この問題につきましては、国営に帰した、あるいはアメリカで代理権をとった、あるいは日本に申請しました、あるいは日本で代理権を受けたということは関係なく商標は通用する、こういうのが私はその解釈だらうと思います。

○沢田委員 では一体どうなりますか。これは空文じゃないですか。たとえばキニーパの国が持つ

販売したというならば、その法律によつて違反でござりますから、キューバにおけるラム酒の会社から日本に抗議を申し込んでくるのです。抗議を受けたならば、かつてに使用しておった代理人といふのは罰を受けるし、損害賠償の責めに任ずるわけであります。ところが、まるで関係のない第三者の日本の特許庁に今度は正式に登録をしたならば、われわれといいたしましては、それを正式な出願として受けまして登録するかしないかを検討する、こういう二つに分かれるわけでございまして、前段につきましては全く先生の御指摘のとおりでございます。

販売したというならば、その法律によつて違反でござりますから、キューバにおけるラム酒の会社から日本に抗議を申し込んでくるのです。抗議を受けたならば、かつてに使用しておった代理人といふのは罰を受けるし、損害賠償の責めに任ずるわけであります。ところが、まるで関係のない第三者の日本の特許庁に今度は正式に登録をしたならば、われわれといいたしましては、それを正式な出願として受けまして登録するかしないかを検討する、こういう二つに分かれるわけでございまして、前段につきましては全く先生の御指摘のとおりでございます。

**〇沢田委員** これは登録しておるんですよ。登録番号は二七四五〇六号、二九六九六号、名称はバカーディーというところですよ。これは代理弁護人として守屋さんという人がやつておるわけでですが、そういう事実を知っていますか。

ておりませんから、さうそく調べてまた先生に御回答申上げたいと思ひます。

○沢田委員 すでに答弁はもらつたので、あなたの  
はその答弁のとおりにやりなさい。それを事情調査  
更をされたのでは困りますから、非常に明快な答  
弁をいたしましたから、そのとおりやることを要  
請いたします。

こちらから早くやめろという声がありますのでやめますけれども、結局言わんとするところは、能力のみを強要してもかえって出願件数が多くなるということ、それから五十五万件の滞在があるから一掃するために、一切の考慮を全然払わずに、全部処理するために無審査にするということは、先ほど指摘しましたように、まだ指摘したいわけですけれども、たくさんの方の問題点があるので、これは慎重を期してもらいたいということと、それから特に特許行政に携わる職員の方は、高度な知識と高度な経験と、ある意味においては技術ばかりではなくして、行政、司法的な能力もなければならぬわけであります。それと同時に、作業環境、事務環境、環境がよくなければならぬわけであります。非常に研究しなければならぬし、文献を見なければならぬし、そういう点をひとつ今後努力していただきたいと思ふ場合には、下までしみ透るように、こういうことをし、特に単純な作業をするものじゃありませんから、いろいろ関連した業務が多いわけであります。したがつて長官が何かの考え方や発想を持つべきだと思うのです。そうでなければ、先ほどの電子計算機のように、十

政官令以来、これを絶対やるという確信がない、  
ここでまだ成功しておりません、将来よくなるで  
しょうというような答弁をせざるを得ない立場に  
なると思うわけであります。そういう点について  
手段の留意を払うことを強く要請いたしまして、  
私の質問を終わります。

一九五八年のリスボン協定に基づいて今日七年ぶりに国安法を改正したということになりますが、こういう国際的ないわゆる信用を得なければならない条約について、七年間放棄しておった特許庁としての理由について、あるいは七年間放棄しておつてもなお七年間において障害がなかつたのか

どうか、こういう問題についてひとつ御説明いた  
だきたいと思います。

○倉八政府委員 結果的に七年間ほっておいて、  
まことに申しわけないのでございますが、実はこ  
のリスボンでこれが調印されましたのが三十三年  
の十月三十一日でございまして、当時通産省とし  
ましては例の四法の全面的改正をすでに国会に出  
す用意をしておりまして、三十四年の四月の初め  
に通していただいたわけでございます。したがい  
まして、その新法の中に織り込む時期的な余裕が  
なかつたというのが一番大きい原因でございま  
す。しかばその後あとで早く改正すればいい  
じゃないかというおととばがあらうかと思います  
が、それをしなかつたのは、すでに改正して翌年  
ぐらいから滞貨と申しますか、出願件数というの  
が非常に伸びまして、これはすでにもう一回ぐら  
いまた改正を検討しなくてはならないんじやな  
かるうか、そういうことがずっと論議が出ており  
まして、それならばそのときに合わせてやるうと  
いうことで今まで至つたのが、七年間結果的に  
ほっておいた原因でございます。

第二の、どういう必要性があったかといふこと  
ばでございますが、今度の改正によりましてその  
欠陥が是正されるわけでございますが、その改正  
を出しておられますように、いわゆる出願優先権の

主張の場合に、相手国から番号をもらへたところは今度の改正でわれわれ事務的に非常に助かるわけでございますし、それからさつきも先生から御質問のありましたような、いまのようなキーパーの例のような場合に、法的に扱えることがはっきりできただと、いうことが第二であるし、それから第三は、マドリット協定に入りますと、いわゆる日本の輸出品というが最近非常に多様化して

おつて、外國からまねされる、そのまねを非常には抑えられる可能性、手段がふえてきた、こうした利点がございまして、いまでもそれは非常に感されておつたのであります、できなくて、一度初めて改正を出したというのが今までの経度でございます。

ういう場合に、アメリカならアメリカ、ドイツならドイツに出して日本に出て貰ふと、わかれわかれとしましては事務的に非常に助かるわけであります。ただし、今まででそれをとつていなかつたということは、事務的にわれわれとしましても何がしかの渋滞を来たしておつた、こういうのが今まで批准をしないため

てやはり条約が優先するわけですから、国内法で改正しなくとも、それが実施されていくのじゃありませんか。この特許法の二十六条には、やはり条約に対しても別途の定めがある場合にはそれが優先するような規定があるわけですから、もし条約に求める手続を完了すべきだと私は思っているのですが、これが同時になされている。なぜ、外務省を督促して早急にいわゆる批准を本邦へ提出してもらおうとしている。こういう特許法と関係の中でも、いろいろ出願の年月日等が記載さておるならば事務的に非常に簡素化していくこと、うことはよくわかるのですけれども、もしそうしたことでも、特許庁のほうでそういう問題で国内法の改正はいろいろな関係で困難だし、あるいは本的な改正をしようとするからそういうとき同時にやりたい、こういう意図があるならば、務省に要請して、この問題の批准を早急にやるべきだったと私は思うのですが、なぜ本国会に同じこの条約批准と国内法が出なくちゃならなかたか、こういう点について私自身としても非常義を持つわけですが、その点についてはどうう経過であつたわけですか。

○倉八政府委員 この工業所有権の法律というの  
は二つの面を含んでおるわけでございまして、一  
つは権利の内容、工業所有権とはどういうもので  
あるかということと、それからもう一つは、条文  
的にはこの特許権の手続規定であります。その場  
合に、このパリ同盟条約というのは一八八三年に  
できて以来こういう規定がございましてのは、そ  
の条約の加入書を寄託するときにはそれに応じ  
た国内法を整備しておくというのが十七条の条件  
になつておりますと、これは一八八三年以来一貫  
した条件でございまして、したがいまして条約  
が批准されまして日本がスイス政府に寄託すると  
きは、それに応じた国内法がちゃんとできておりま  
すよといふことをあわせて、これは参考かもし  
れませんが、出すということになつておりますか  
ら、条約だけたとえば先に走つたということは、  
これは從来のいきさつから非常に不当であるとい  
ふことで、条約プラスの国内法の整備ということ  
をあわせて一本にしたというのが今度の経緯でござ  
います。

○加賀田委員 そうしますと、特許法の二十六条  
というものは実質的に効力を発生しないわけで  
すね。国内法の改正と条約批准というものが同  
時に進行なわなければ効力を発生しないといふこ  
とにになると、この二十六条では、御存じのように、  
条約に別段の定めがある場合にはその規定によ  
る、こうはつきりしておるわけですから、条約優  
先ということは二十六条にちゃんと書いてある  
わけですね。ところが實際は、いま長官の説明の  
あったとおり、国内法の改正と条約批准が同時に  
行なわれなければ、同時にでなくとも、とにかく  
二つの点が承認されなければ国際的に有効ではな  
いということになると、二十六条はどうなんですか  
か。

○倉八政府委員 これは条約の一般論でございま  
すが、条約は、日本の国内法から見れば、国内法で  
条約の規定を適用するという国内法がなければ、  
大体条約はそのまま国内法にはならないといふこと  
とは、これは国際法の原則でございますが、いま

私が申し上げましたのは、パリ同盟条約ができてから、それに加入する場合には国内の法規を整備しなければならない、こういうことを規定しておるから、そういう一つの国際慣習になつておるということを申し上げたのでございます。

それから第二十六条条というのは、特別な、別段特許法で規定されない場合については条約の適用をそのまま及ぼすという条約を認定した国内法でござりますが、こういうのは大体例外でございますから、せつかく条約に加入するならば国内の措置もちゃんとあわせてやるというのが常識であるし、またそれが当然の経路かと思いまして、今度あわせて出して、条約だけ先に切り離さなかつた、こういうことだらうと思います。

○加賀田委員 いや私の言つているのは、もちろんパリ条約でそういう定めがありますから、国内法の改正と条約批准というものは同時に行なわれなければ発効しないということは、いま説明で明らかになりましたけれども、ただ、この二十六条条というのは、特許法に基づいて制定されてない、以外の問題が国際条約で制定された場合にそれが適用されるのであって、同じものが違った形で条約が決定されたような場合には条約が優先するという意味じゃないのですね。

○倉八政府委員 いま先生の御指摘のとおりでござります。

○加賀田委員 実際問題としていろいろ同盟国からも、先進国である日本が七年も八年もこういう条約に対しての国内法の改正並びに批准ができるないということについて指摘があつたのですが、やはりこういう問題については、国際的な信用と日本のこれから的发展の方向とを考えれば、できるだけ早くそういう手続等もやるべきじゅなりかと私は思うのです。抜本的な改正が必要であらうとも、いま出してまいりました法律改正といふのは、どう深く研究して相当改正しなければならぬ問題ではないんじゅないか。将来われわれが国外において発展しようとする場合に、国際的信用といふものも非常に重要なと思うのです。今後

ういうことでございますが、たとえば私がきょう出願した。そうしますと、四年目といえば昭和十四年の五月の十八日ですが、私がたまたま特許権を再来年のきょう受けたとしました場合には、それから三年間はうつて私が使わないと、四十五年の五月の十八日まで私が使わないと、強制設定ができるわけでございます。その場合には出願からすでに四年たつておるからできるわけでございますが、もう一つ逆をいいますと、きょう出して、ことしの十二月に私が特許を受けた、こういうことは日本ではあり得ないと思いますが、たとえば受けたとしますと、四十四年の一月一日になりますか、そのときまでに私が使わないのでおれば、その特許というのは強制設定の対象になるわけでござります。ただし、その四十四年の一月一日というものは出願から見ればまだ二年半日でございますから、それは強制設定はできない、こういふふうにしたのが今度の規定でございまして、これは図解すると非常にはつきりしますが、条文でいきますと非常にややこしくなりますが、実際はそういうことでございます。

てくる。いままで六年間あったわけですね、出願してから。今度の場合は出願から四年というのですか。六年からあらためてまた四年というのですか。その点は具体的に、今までよりいい条件であればいい条件ということを明らかにしてもらいたいと思うのです。

○倉八政府委員 こういうことを言えばいいと思います。極端な例をとりますと、出願してから四年目に登録になったと仮定します。それから三年、その人が使わないのでありますと、出願してから七年目に初めて強制設定の要求ができる。ところが従来の例はそうではなくて、それよりももつと権利が狭くなるわけでございます。たとえば出願してから一年目に登録されたとしますと、それから三年間使わなければ強制設定の対象になる、といふことは出願してから四年目にもうすでに強制設定の対象になつたわけでございますが、今度はそれがいまの例からいいますれば七年になつた。したがいまして特許権者の権利というのが厚くなつた、こういうことでございます。

○加賀田委員 そういうとおりでありますと、それは出願し

て登録された期間がいづれにあろうともそれを四年とみなすということですね。そういう意味ですね。その点は明確にしてください。

○倉八政府委員 そのとおりでございます。

○加賀田委員 されども、最近出願件数が多い。事務が非常に煩くなり、職員等も非常に少ないということで、現在未処理のものが相当あるはずですが、私の調査では五十五万件と聞いておるのでですが、それくらいありますか。

○倉八政府委員 ことしの三月三十一日で、先生の御指摘のように五十五万件ございます。

○加賀田委員 将来、技術革新というものが非常にテンポを早める状態の中で、五十五万件も持つて、しかも登録されるまでには今日まで三年ないし三年半かかるというようなことでは、新案特許が登録されない前に次の新案が出願される、そういう

空転されたような状態が起ころるのではないかと思うのですが、これについて職員等の充実あるいは審査官の充実等を早急にやつていただきなければ、この制度が充実されていかないのではないかと思う。したがつて、そういうことについて通産大臣として、これは政府自体の態度だと思うのですけれども、何とか早くこれを解決しなければとも今日の技術革新のこういう環境の中で特許庁としては事務処理ができないのではないかと思う。いろいろ研究され、審議会の答申等を中心としてこれから処理されようという考え方をお持ちだと思うのですけれども、大臣としての考え方を明確にしてもらいたいと思うのです。

○櫻内国務大臣 先ほどからお答え申し上げておりますとおりに、人員の増加あるいは事務の簡素化あるいは機械の導入、審査手続等につきまして、今後新しい考え方立つとかいうような、いろいろ総合いたしましてこういうような滞貿を解消していく。大体四十三年をピークとして解消できる見通しのもとに現在行政をしているわけですが、しかし御批判のとおり、もっとこれは突っ込んで考えるべき点が多くあるかと思ひます。

○加賀田委員 これまで終わりますけれども、ただ人員、簡素化とかいろいろなことを言つてゐるけれども、結局これは職員の労働力の強化とか、今日困難だらうし、そういうことになつてしまひますと、職員の労働過重によってこういう問題が處理されるという傾向になつてまいりますから、そういう点についてはやはり大臣としても十分留意して、五十五万件あるからこれを早く処理するためには、いわゆる労働強化を強制してまでも処理しなければならぬという傾向になつてまいりますから、です。したがつて労働条件の向上、賃金問題等、重要な問題もありますけれども、しかしそれは何としても職員の増加あるいは審査官の増加等もあわせて大胆に考えてもらわなければ、機構の簡素化だけではこの問題はなかなか処理できないと思

います。それについて大臣としての手段の配慮をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○内田委員長 本案についての質疑は、これを終了するに御異議ありませんか。

○内田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よってさ

よう決しました。

○内田委員長 「賛成者起立」

○内田委員長 次に、討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

○内田委員長 本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○内田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

○内田委員長 本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立求めます。

○内田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり





昭和四十年五月二十四日印刷

昭和四十年五月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局